

令和3年4月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和３年４月１２日、午前１０時００分 久留米市農業委員会総会を久留米リサーチセンタービル２階 研修室Ａに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

１番	赤司 久美 委員
２番	秋永 憲一 委員
３番	今村 裕一 委員
４番	内田 正隆 委員
６番	大石 敏裕 委員
７番	甲斐サエ子 委員
８番	笠 幸夫 委員
１０番	古賀 喜治 委員
１２番	末次 龍夫 委員
１３番	田中 文 委員
１８番	鳥越 文生 委員
２０番	林田 高夫 委員
２１番	日比生和雄 委員
２２番	深川 嘉穂 委員
２３番	柳 壽祥 委員
２４番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

江上 哲夫 委員 黒岩 純 委員 後藤 靖子 委員 田中 修二 委員
田中 弥生 委員 手島富士雄 委員 富安 辰行 委員 中村 裕 委員

事務局の出席者は５名である。

事務局 おはようございます。定刻前ではございますけども、皆さんおそろいの方です
で、始めさせていただきますと思います。
4月の総会に当たりまして、報告をいたします。
本日、24名中15名で過半数の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
それでは、すみません。議案書の第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請
についてのうち、審議番号の4番及び5番は金曜日に申請人から取り下げがござい
ましたので、削除をしてくださるようお願いいたします。議案集9ページの4番と
5番の削除をお願いします。
それと、地図は、地図ナンバーのナンバー5とナンバー6を削除していただくよう
お願いいたします。
以上でございます。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。
それでは、ただいまより4月の農業委員会総会を開催させていただきます。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
第1号議案、審議番号19番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事
参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は審議番号19番とそれ以外に
分けて審議をいたします。
議席番号**番、****委員の退席を求めます。
それでは、審議番号19番について事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許
可申請書が提出されましたので付議いたします。
6ページをお願いいたします。
所有権移転、西部地域、審議番号19番の1件です。
19番の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の6号の審査基準について審
査会において説明を行いまして、許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適
合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案、審議番号19番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号19番は可決されました。

審議番号19番の審議が終了しましたので、退席をされています議席番号**番、*****委員の出席を求めます。

*****委員に報告をいたします。審議番号19番は可決されました。

続きまして、審議番号19番を除く第1号議案について、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から、4ページの14番までの14件です。

5ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号15番から、6ページの19番を除く22番までの7件です。

以上、1番から19番を除く22番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 それでは、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
審議番号 19 番を除く、第 1 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により審議番号 19 番を除く、第 1 号議案は可決
されました。
続きまして、第 2 号議案、農地転用計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 7 ページをお願いします。
第 2 号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が
提出されましたので付議いたします。
西部地域 1 番、1 件です。
1 番、申請地、三潴町高三潴、公衆用道路及び宅地、8 筆、計 1,509.54 m²。
申請理由、施工期間を変更するものです。
変更内容、施工期間を令和 2 年 6 月 11 日から令和 3 年 7 月 31 日までで許可して
いたものを、令和 2 年 6 月 11 日から令和 4 年 5 月 31 日までに変更するものにな
っています。こちらにつきましては、令和 2 年 6 月 10 日付、2 指農委第 4 - 8 号
による 4 条許可がなされていたものです。地図ナンバーは 1 番です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある
方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いします。
第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、田主丸町野田、畑、2筆、計269㎡。
申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、北野町中、畑、279㎡。
申請理由、申請地に事務所を建築するものです。
西部地域、3番から9ページ4番、5番を除く7番までの3件です。
3番、申請地、荒木町荒木、田、8筆、計663㎡。
申請理由、申請地に農業用倉庫を建築及び申請地を作業場、露天駐車場として利用するものです。農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
9ページをお願いします。
6番、申請地、城島町江上上、田、403㎡。
申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
7番、申請地、城島町上青木、田、畑、3筆、計297㎡。
申請理由、申請地を露天資材置場及び作業場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査、結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているということで割愛させていただきます。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第3号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。
東部地域、1番から12ページの9番までの9件です。
1番、申請地、善導寺町島、田、2筆、計28.80㎡。
申請理由、申請地を取得し、進入路として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、山本町豊田、田、283㎡。
申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
3番、申請地、山本町耳納、畑、499㎡。
申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農

地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11 ページをお願いします。

4 番、申請地、田主丸町以真恵、田、2 筆、計 873 m²。

申請理由、申請地を取得し、集合住宅（2 棟 16 戸）を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5 番、申請地、田主丸町豊城、田、2 筆、計 1,668 m²。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅及び自動車板金工場を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12 ページをお願いします。

6 番、申請地、田主丸町豊城、田、2 筆、計 799 m²。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7 番、申請地、田主丸町野田、畑、189 m²。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8 番、申請地、田主丸町野田、畑、234 m²。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9 番、申請地、田主丸町益生田、田、281 m²。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

13 ページをお願いします。

西部地域、10 番から 15 ページ 17 番までの 8 件です。

10 番、申請地、荒木町白口、田、234 m²。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

11 番、申請地、上津町、田、283 m²。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

14ページをお願いします。

12番、申請地、宮ノ陣二丁目、田、畑、3筆、計312㎡。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅、食肉加工場及び露店駐車場の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13番、申請地、安武町住吉、田、430㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14番、申請地、三潴町高三潴、畑、2筆、計664㎡。

申請理由、申請地を取得し、宅地分譲（6区画）として利用するものです。

15ページをお願いします。

15番、申請地、三潴町高三潴、田、347㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

16番、申請地、三潴町玉満、田、2筆、計819㎡。

申請理由、申請地を取得し、宅地分譲（1区画）として利用するものです。

17番、申請地、三潴町西牟田、畑、318㎡。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

なお、11ページ5番につきましては、県農業会議の諮問案件となります。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第4号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第４号議案は可決されました。

なお、審議番号５番は、許可相当として、県農業会議への意見聴取いたします。

続きまして、第５号議案、非農地証明についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 １６ページをお願いします。

第５号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されましたので付議いたします。

西部地域１件です。

１番、申請地、三潯町西牟田、田、１筆、284 ㎡。現況は宅地です。

証明理由は、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後２０年以上経過しているものです。地図ナンバーは２６番です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第５号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第５号議案は可決されました。

続きまして、第６号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 １７ページをお願いいたします。

第６号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申

請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号 1 番から、18 ページ 6 番までの 6 件です。

1 番、申請人、荒木町白口、*****、経営面積 66,723 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2 番、申請人、大橋町蛭川、*****、経営面積 44,127 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3 番、申請人、善導寺町木塚、*****、経営面積 20,867 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

4 番、申請人、安武町武島、*****、経営面積 72,887 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

18 ページをお願いいたします。

5 番、申請人、田主丸町地徳、*****、経営面積 216,803 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

6 番、申請人、北野町中川、*****、経営面積 222,020 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第 6 号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第 6 号議案は可決されました。続きまして、第 7 号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。

第7号議案の中の2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第7号議案は2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番とそれ以外に分けて審議をいたします。

議席番号**番、****委員の退席を求めます。

それでは、2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 19ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、1件です。

27ページをお願いいたします。

8番、所在地、田主丸町以真恵、田、4筆、計6,531㎡、推進機構への貸付けとなります。

以上、2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案の中の2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案の中の2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番は可決されました。

2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番の審議が終了いたしましたので、退席されています議席番号**番、****委員の出席を求めます。

****委員に報告をいたします。利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番は可決されました。

続きまして、2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番を除く、7号議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 19ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転、15件、2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番を除く13件です。

20ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から22ページ9番までの9件です。

1番、所在地、荒木町白口、田、1,827 m²、推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、大橋町蜷川、田、3筆、計6,188 m²、推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、大橋町蜷川、田、畑、3筆及び田主丸町菅原、畑、1筆の4筆、計1,961 m²、推進機構からの買入れとなります。

21ページをお願いいたします。

4番、所在地、善導寺町飯田、田、3,428 m²、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、善導寺町木塚、田、1筆及び善導寺町与田、田、1筆の2筆、計2,980 m²、推進機構への売渡しとなります。

6番、所在地、大善寺町黒田、田、3筆、計4,510 m²、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、譲受人はイチゴのハウス栽培を行う法人であり、農地移動適正化あっせん事業においては、農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、花木栽培等の集約経営が行われる場合とあり、譲受人はその特例に該当しているものと判断しております。

7番、所在地、長門石町、田、畑、7筆、計7,010㎡、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、譲受人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業においては、農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、権利を取得させるべきものが新規就農者である場合とあり、譲受人はその特例に該当しているものと判断しております。

22ページをお願いいたします。

8番、所在地、安武町住吉、田、2筆、計2,702㎡、推進機構からの買入れとなります。

9番、所在地、安武町武島、田、2筆、計7,027㎡、推進機構への売渡しとなります。

第2区、10番から23ページ12番までの3件です。

10番、所在地、田主丸町以真恵、田、5筆及び田主丸町牧、畑、1筆の6筆、計10,560㎡、推進機構への売渡しとなります。

23ページをお願いいたします。

11番、所在地、田主丸町上原、田、2筆、計6,137㎡、推進機構からの買入れとなります。

12番、所在地、田主丸町地徳、田、1,024㎡、推進機構への売渡しとなります。

第3区、13番、14番の2件です。

13番、所在地、北野町金島、田、2,453㎡、推進機構からの買入れとなります。

14番、所在地、北野町守部、田、5,051㎡、推進機構への売渡しとなります。

24ページをお願いいたします。

第5区、15番1件です。

15番、所在地、三潴町早津崎、田、7筆、計4,302㎡、推進機構からの買入れとなります。

25ページをお願いいたします。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、第1区、1番1件です。

1番、所在地、善導寺町木塚、田、2筆、計2,918㎡、推進機構への貸付けとなります。

第2区、2番から27ページ8番を除く12番までの10件です。

2番、所在地、田主丸町志塚島、田、307㎡、推進機構への貸付けとなります。

3番、所在地、田主丸町以真恵、田、2筆及び田主丸町牧、田、4筆の6筆、計

12,698 m²、推進機構への貸付けとなります。

26ページをお願いいたします。

4番、所在地、田主丸町志塚島、田、1,053 m²、推進機構への貸付けとなります。

5番、所在地、田主丸町志塚島、田、4筆、計6,729 m²、推進機構への貸付けとなります。

6番、所在地、田主丸町志塚島、田、3筆、計3,977 m²、推進機構への貸付けとなります。

7番、所在地、田主丸町志塚島、田、490 m²、推進機構への貸付けとなります。

27ページをお願いいたします。

9番、所在地、田主丸町牧、田、3筆、計5,941 m²、推進機構への貸付けとなります。

10番、所在地、田主丸町牧、田、992 m²、推進機構への貸付けとなります。

11番、所在地、田主丸町八幡、田、1,725 m²、推進機構への貸付けとなります。

12番、所在地、田主丸町牧、田、2筆、計6,327 m²、推進機構への貸付けとなります。

28ページをお願いいたします。

第4区、13番、14番の2件です。

13番、所在地、城島町下田、田、744 m²、推進機構への貸付けとなります。

14番、所在地、城島町内野、田、540 m²、推進機構への貸付けとなります。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から15番まで、2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号1番から8番を除く14番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番を除く、第7号議案に

ついて賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、2番、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号8番を除く、第7号議案は可決されました。よって、7号議案については久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、職員の任免について。

事務局の説明を省略いたします。

よって、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがいまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、1番、赤司久美委員、13番、田中文委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。